

建築物省エネルギー性能表示制度
料金規程

SBIアーキクオリティ株式会社

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、別に定める「建築物省エネルギー性能表示制度評価業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、SBIアーキテクオリティ株式会社(以下「当機関」という。)が実施する建築物省エネルギー性能表示制度評価業務に係る評価料金(以下「評価料金」という。)について、必要な事項を定める。

(評価料金)

第2条 業務規程第12条に規定する評価料金は、別表に掲げるとおりとする。

(評価料金の収納)

第3条 申請者は、別表に定める評価料金を、銀行振込等により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(評価料金を減額するための要件)

第4条 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 当機関に建築確認、住宅性能評価、低炭素建築物技術的審査、長期優良住宅技術的審査、CASBEE 評価認証等の申請を併せて行うとき。
- (2) 当該業務が効率的に実施できると当機関が判断したとき。
- (3) あらかじめ当機関が定める日又は期間内に評価の申請を行ったとき。

(評価料金を増額するための要件)

第5条 評価料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

- (1) 別表に定める評価料金に含まれない業務を実施しなければ、評価が行えないと当機関が判断したとき。

(その他)

第6条 本規程を適用することができない特別な理由を有する物件の評価料金については、別に定めることができる。

(附則) この規程は、平成26年4月25日より施行する。

改定：平成28年5月26日

別表 評価料金

別表 1 非住宅建築物に係る評価料金

1) 建物用途がホテル等、病院等、集会所等及びこれらを含む複合用途の場合

税抜金額 (単位: 円)

対象床面積	用いる評価手法	
	標準入力法/主要室入力法	モデル建物法
300 m ² 以下	150,000	75,000
300 m ² 超～ 2,000 m ²	250,000	125,000
2,000 m ² 超～ 5,000 m ²	350,000	175,000
5,000 m ² 超～ 10,000 m ²	400,000	200,000
10,000 m ² 超～ 20,000 m ²	450,000	225,000
20,000 m ² 超～ 50,000 m ²	500,000	250,000
50,000 m ² 超	別途見積による	別途見積による

2) 建物用途が 1) に掲げるもの以外の場合

税抜金額 (単位: 円)

対象床面積	用いる評価手法	
	標準入力法/主要室入力法	モデル建物法
300 m ² 以下	100,000	50,000
300 m ² 超～ 2,000 m ²	150,000	75,000
2,000 m ² 超～ 5,000 m ²	200,000	100,000
5,000 m ² 超～ 10,000 m ²	250,000	125,000
10,000 m ² 超～ 20,000 m ²	300,000	150,000
20,000 m ² 超～ 50,000 m ²	400,000	200,000
50,000 m ² 超	別途見積による	別途見積による

別表 2 住宅に係る評価料金

税抜金額 (単位: 円)

建て方		評価料金
一戸建ての住宅		30,000
共同住宅等	住戸部分	100,000 + n × 2,000
	共用部分	100,000

n = 対象住戸数

- ※ 1: 改修前の評価を併せて行う場合、上記金額に 0.5 を乗じた額を加算する。
- ※ 2: 非住宅と住宅を含む複合用途の場合は、別表 1 及び別表 2 の合計とする。
- ※ 3: 評価書を再交付する場合の料金は、1 通につき 10,000 円(消費税別)とする。